

産業廃棄物税に対する透析室の検討

橋村春和、高橋俊博、泉谷晴義、守澤隆仁、伊藤利子
高橋きよえ、高橋美由紀、三浦園子、藤田修子、寺邑朋子*
医療法人あけぼの会花園病院 透析室、同 内科*

Examination of a dialysis center to an industrial waste tax

Harukazu Hashimura, Toshihiro Takahashi, Haruyoshi Izumiya

Takahito Morisawa, Toshiko Ito

Kiyoe Takahashi, Miyuki Takahashi, Sonoko Miura, Syuko Fujita, Tomoko Teramura*

Dialysis Center, Internal Medicine*, Hanazono Hospital

<緒言>

産業廃棄物税（以下、産廃税）は、産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルやその他適正な処理を推進するために、平成16年1月1日より導入される。産廃税は中間処理業者を含む産業廃棄物の排出事業者が、最終処分業者に支払うもので、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円となる。環境保全協力金は年2回の実績報告に基づき、産業廃棄物の搬入先に応じて金額が決定される¹⁾。

<対象>

平成14年11月から平成15年10月までの1年間に、透析室から排出された特別管理産業廃棄物である。これは同期間に院内から排出された特別管理産業廃棄物の重量の66.5%であった（図1）。その8割は、ダイアライザー・吸着筒リクセル・血液回路で占められていた（図2）。

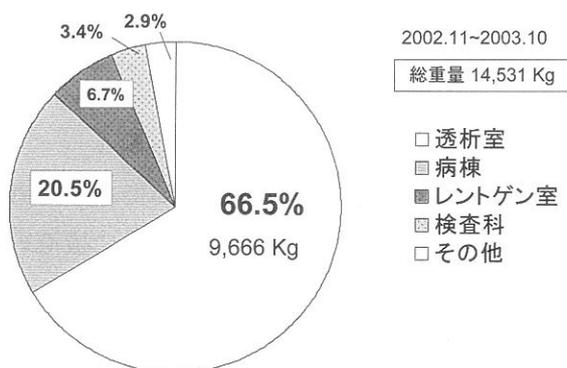


図1. 特別管理産業廃棄物の年間比較

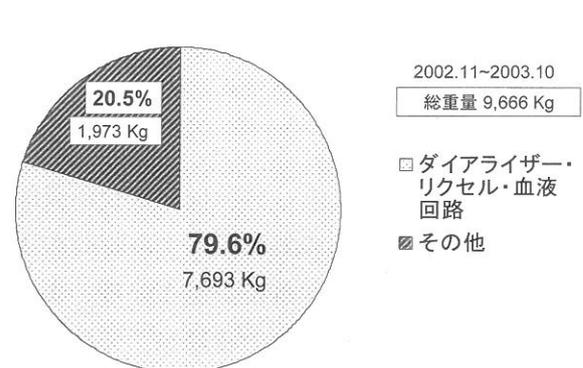


図2. 透析室からの特別管理産業廃棄物

<方法>

1年間のダイアライザー・リクセル・血液回路の使用量を求め（表1）、リンス液や透析液を充填した状態で廃棄した場合と、抜液して廃棄した場合の重量に産廃税を設定し、院内から排出

される特別管理産業廃棄物に対する産廃税の違いを計算した（表2）。

表1. 比較対象の透析器具と年間使用量

BS-1.3	604	BS-1.6L	403
PS-1.3MW	676	PS-1.3UW	1,267
PS-1.3N	469	PS-1.6UW	359
PS-1.6N	1,248	PS-1.9N	403
APS-13MD	1,505	APS-15MD	2,743
APS-13S	313	APS-15S	1,277
B1-1.0H	93	PES-150D	469
リクセル S-15(FK-S)		689	
血液回路 LAPH-18-541	1,1829	(セット)	

表2. 廃棄時の状態別年間重量と産廃税

①ダイアライザー・リクセル・血液回路内のリンス液の状態、②ダイアライザー内の透析液の状態。

	①リンス液	②透析液	年間重量	産廃税
A	充填	充填	16,733 Kg	16,733 円
B	充填	なし	15,474 Kg	15,474 円
C	なし	充填	14,531 Kg	14,531 円
D	なし	なし	13,276 Kg	13,276 円

<結果>

リンス液と透析液共に充填して廃棄した場合と、抜液して廃棄した場合とは3,457kgの差が生じ、産廃税を設定すると3,457円の差額となった。因みに処分料を合わせた経費で計算すると、102,057円の差額となった（図3）。

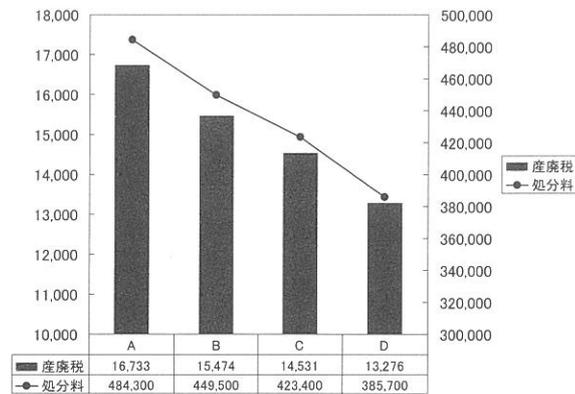


図3. 廃棄時の状態別産廃税と処分料

<考察>

環境問題に対しても、産廃税を含む経費節減に対しても、透析器具の抜液は必要であると考えられる。しかし、この処理に要する時間や手間を無視することはできなく、今後簡単に抜液のできる透析装置の開発や普及が望まれる。また透析器具や器材の軽量化への企業努力を期待しつつも、抜液以外での廃棄物の減量が、今後の透析室の課題として挙げられる。

参考文献

- 1) 秋田県総務部、秋田県生活環境文化部 ー産業廃棄物税のあらましー